

持続的生産強化対策事業のうち
有機農産物安定供給体制構築事業
公募要領

第1 総則

平成31年度有機農産物安定供給体制構築事業（以下「本事業」という。）に係る事業実施主体の公募については、次のとおりです。

なお、この公募は平成31年度政府予算原案に基づくものであるため、成立後の予算の内容により事業内容、予算額等に変更があり得ることをあらかじめ御了承の上、御応募願います。

第2 趣旨

本事業は、有機農業の面的拡大と有機農業により生産された農産物の安定的な供給体制を構築するため、有機農業者のネットワーク構築や実需者との意見交換等のオーガニックビジネスの実践拠点づくり、販売戦略の企画・提案、自治体間のネットワーク構築等を支援するものです。

第3 事業の内容等

本事業は、次に掲げる事業により構成され、事業内容、事業実施主体及び補助率は、別表1に定めるとおりとし、各事業の詳細については、事業毎に別記1から6に定めるとおりとします。

- 1 オーガニックビジネス実践拠点づくり事業（別記1）
- 2 オーガニックビジネス拡大支援事業（別記2）
- 3 有機農業等に対する消費者・実需者等理解増進活動支援事業（別記3）
- 4 有機農業にかかる産地間・自治体間連携支援事業のうち生産技術課題対応実証事業（別記4）（注）
- 5 有機農業にかかる産地間・自治体間連携支援事業のうち自治体ネットワーク構築及び流通技術課題対応実証支援事業（別記5）
- 6 有機農業にかかる産地間・自治体間連携支援事業のうち新規参入・転換者マッチング支援及び有機種苗供給体制調査事業（別記6）

（注）別記4の第2の1（2）に掲げる取組について、補助金交付候補者となった者に、実証を行う場所を、オーガニックビジネス実践拠点づくり事業の補助金交付候補者の所在する地域又はその近隣に調整可能か相談する場合があります。

第4 補助金の額

第3の1から6までに掲げる各事業の補助金の総額は、次のとおりとし、その範囲内で事業の実施に必要な補助対象経費の定額を補助します。

なお、提案のあった金額については、事業の提案内容や補助対象経費等の精査に

より減額する場合がありますので御留意ください。

- ① オーガニックビジネス実践拠点づくり事業 48,369 千円以内
なお、別記1の第2の1の(1)のア、イ、ウの取組を組み合わせる実施する場合、1地区当たりの補助金総額は2,000千円～2,500千円を目安と考えており、予算額の範囲内で複数の地区を選定予定です。
- ② オーガニックビジネス拡大支援事業 9,741 千円以内
- ③ 有機農業等に対する消費者・実需者等理解増進活動支援事業 10,217 千円以内
- ④ 有機農業にかかる産地間・自治体間連携支援事業のうち生産技術課題対応実証事業 9,126 千円以内
なお、予算額の範囲内で複数の種類の農業機械等の実証が行われるよう、事業実施主体となり得る候補（以下「補助金等交付候補者」という。）を選定する予定です。
- ⑤ 有機農業にかかる産地間・自治体間連携支援事業のうち自治体ネットワーク構築及び流通技術課題対応実証支援事業 13,112 千円以内
- ⑥ 有機農業にかかる産地間・自治体間連携支援事業のうち新規参入・転換者マッチング支援及び有機種苗供給体制調査事業 7,324 千円以内

第5 補助対象経費

補助対象となる経費の範囲は、事業に直接要する別表2の経費であって本事業の対象として明確に区別できるもので、かつ、証拠書類（請求書、領収書の写し等）によって、金額、内容等が確認できるもののみとします。

なお、応募に当たっては、本事業期間中における所要事業費を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも申請額と一致するとは限りません。また、申請補助金額については、千円未満を切り捨てて計上することとします。

第6 申請できない経費

- 1 事業実施に直接関連のない経費
- 2 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- 3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 4 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）

第7 事業の実施期間

第3の事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。）第6条第1項に基づく交付の決定（以下「交付決定」という。）の日から、平成32（西暦2020）年3月末日までの間とします。

第8 申請書類の作成及び提出期限等

本事業への応募を希望する団体等（以下「応募者」という。）は、次の申請書類を作成の上、提出期限までに提出先に提出してください。

なお、提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用しません。

1 提出書類

(1) 事業応募申請書

(2) 事業実施計画書

オーガニックビジネス実践拠点づくり事業（別紙様式第1-1号）

オーガニックビジネス拡大支援事業（別紙様式第1-2号）

有機農業等に対する消費者・実需者等理解増進活動支援事業（別紙様式第1-3号）

有機農業にかかる産地間・自治体間連携支援事業のうち生産技術課題対応実証事業（別紙様式第1-4号）

有機農業にかかる産地間・自治体間連携支援事業のうち自治体ネットワーク構築及び流通技術課題対応実証支援事業（別紙様式第1-5号）

有機農業にかかる産地間・自治体間連携支援事業のうち新規参入・転換者マッチング支援及び有機種苗供給体制調査事業（別紙様式第1-6号）

(3) (2)に関する添付書類

2 提出期限

平成31（西暦2019）年3月12日（火曜日）午後5時必着

3 問合せ先・提出先

本事業についてのお問合せ及び提出先は次のとおりです。お問合せの受付時間は、土・日・祝日を除く日の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とします。

(1) 第3の1の事業

別表3の担当窓口

(2) 第3の2から6の事業

農林水産省生産局農業環境対策課

TEL:03-3502-8111（内線4840） FAX:03-3502-0869

メールアドレス: yuuki_uketuke31@maff.go.jp

4 提出部数

1の(1)から(3)について各1部ずつ

5 提出にあたっての留意事項

- (1) 申請書類は、申請様式に沿って作成してください。
- (2) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査の対象にならない場合があります。
- (3) 申請書類の作成及び応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- (4) 申請書類の提出は、原則として郵送、宅配便（バイク便を含む。）又は電子メールとし、やむを得ない場合には持参も可とします。ファックスによる提出は受け付けません。
- (5) 申請書類を郵送する場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法により送付ください。また、提出期限前に余裕を持って投函するなど、必ず期限までに到着するようにしてください。
- (6) 申請書類は応募者ごとに第3の1から6に掲げる提出書類を一つの封筒に同封し、「有機農産物安定供給体制構築事業のうち〇〇事業申請書類在中」と封筒の表に朱書きの上、提出してください（〇〇には、第3の1から6に掲げる事業を記載してください。）。
- (7) 申請書類を電子メールにて提出する場合は、件名に「事業名（第3の1から6に掲げる事業のうち応募する事業名）」及び「応募者名」を、本文に「連絡先」及び「担当者名」を明記の上、以下の形式で提出してください。
 - 1の提出書類のうち
 - (1) 事業応募申請書:記名押印の上、PDF
 - (2) 事業実施計画書:EXCEL ファイル
 - (3) 添付書類:ファイル形式は問いませんなお、添付する書類は圧縮せずに1メールあたり7Mb以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は件名に「その〇（〇は連番）」と追記をして送信してください。
- (8) 提出後の申請書類については、原則として、資料の差し替え等は不可とし、採用・不採用にかかわらず返却はいたしません。
- (9) 申請書類の審査に当たり、農林水産省から応募者に申請内容の確認等を行う場合があります。

第9 補助金交付候補者の選定について

1 審査方法

提出された申請書類については、生産局農業環境対策課において審査・採点を行った後、外部有識者で構成される選定審査委員会（以下「委員会」という。）において、取組内容及び成果目標の妥当性を諮るとともに、事業ごとにそれぞれ別表4-1から別表4-6の審査基準に基づくポイント付けを行い、ポイントの高い順に補助金等交付候補者を選定するものとします。

2 審査結果の通知

審査結果については、委員会における審査等の手続が終了後、生産局長が応募者に書面で通知するものとし、補助金等交付候補者には補助金交付の候補者となった

旨をお知らせします。

なお、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。

第10 重複申請等の制限

農林水産大臣（第3の1の事業にあつては、地方農政局長。ただし、北海道の場合は生産局長、沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、応募者又は事業実施主体が同一の内容で、既に国からの他の補助金等の採択が決定している場合又は交付を受けている場合は、書類審査の対象から除外又は採択決定若しくは補助金の交付決定を取り消すものとします。

なお、他の補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請することは差し支えありませんが、他の国の補助金等についての採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外され、又は採択の決定若しくは補助金の交付決定が取り消される場合があります。

第11 事業実施主体の責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守らなければなりません。

1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施主体は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令に基づき、適正な執行に努めるものとします。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的な使用に努めるものとします。
- (3) 事業実施主体は、必要に応じ交付された補助金の一部を、共同で事業を行う民間団体等（以下「分担事業者」という。）に配分することができるものとします。ただし、この場合、事業実施主体の代表者（以下「事業代表者」という。）は、補助事業全体の責任者として、配分先における補助金の経理の管理状況について、定期的に報告等を求めるなど、補助金の交付の状況に違反することのないように十分注意するとともに、会計担当者と協力して、補助金全体の適切かつ円滑な経理管理が行われるよう努めるものとします。
- (4) 事業代表者及び補助金の一部の配分を受けた分担事業者は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、国の契約及び支払いに関する諸規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的な使用に努めるものとします。
- (5) 補助金の交付を受けた事業実施主体及び補助金の一部の配分を受けた分担事業

者は、補助金に係る経理管理を当該団体の会計部局等において実施するものとする。なお、特殊な事情により、当該団体の会計部局等に補助金の経理管理を実施することができない場合には、国内に居住する経理能力を有すると認められた者（学生を除く。）に経理管理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な事業執行に努めるものとします。

2 事業の推進

事業実施主体は、予算成立後に施行される補助金交付要綱及び事業実施要綱を遵守し、事業実施に必要な手続き、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を持たなければなりません。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (2) 取得財産のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣（第3の1の事業にあたっては地方農政局長。）の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認をした当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

4 事業実施状況の報告

本事業の実施状況については、事業実施年度の翌年度に前年度の事業の実施状況について、生産局長又は地方農政局長に報告を行わなければなりません。

5 事業成果等の報告及び発表

本事業により得られた事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、補助事業終了後に、生産局長又は地方農政局長に必要な報告を行わなければなりません。また生産局長又は地方農政局長は、報告のあった成果を、無償で活用できるほか、補助事業者の承諾を得て公表できるものとします。加えて、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業による成果であること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出しなければなりません。

6 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について御協力をお願いすることがあります。

農林水産大臣は、事業実施主体に交付した本事業に係る補助金に不用額が生じることが明らかになった場合は、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとします。

また、農林水産大臣は次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体に対して報告を求めることができるものとし、本事業終了後5年間において事業実施主体が、これらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認めるときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとします。

- 1 生産局長又は地方農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載があったとき
- 2 事業成果の評価等の報告を怠ったとき

第13 指導監督

生産局長又は地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するものとします。

また、生産局長又は地方農政局長は、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとします。

第14 その他

その他国の定めるところにより義務が課されることがあります。

別表 1

事業の区分	事業内容	事業実施主体	補助率
(1) オーガニックビジネス実践拠点づくり事業	ア オーガニックビジネス実践拠点づくり事業 有機農業者のネットワーク構築、関連事業者や実需者との意見交換、有機農業者の技術・経営力向上研修会の開催、新規参入者向け研修ほ場の設置等 イ 有機農業連携強化事業 有機農業への新規参入者等に対し、熟練有機農業者が行う現地指導	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額 ただし、アの取組のうち加工機械リースにかかる経費は1/2
(2) オーガニックビジネス拡大支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・オーガニックビジネスの拡大支援のため、販売戦略を企画・提案するオーガニックプロデューサーの選定・派遣、オーガニックプロデューサーによる実需との商談等 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・協同組合 ・企業組合 ・特定非営利活動法人 ・学校法人 ・特殊法人 ・許可法人 ・独立行政法人 ・協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額
(3) 有機農業等に対する消費者・実需者等理解増進活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者等の理解増進のため、有機農産物等の特徴や表示を分かりやすく伝える資料の作成や啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・協同組合 ・企業組合 ・特定非営利活動法人 ・学校法人 ・特殊法人 ・許可法人 ・独立行政法人 ・協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額

<p>(4) 有機農業にかか る産地間・自治体間 連携支援事業</p>	<p>ア 生産技術課題対応実証支援事業</p> <p>実践拠点に共通する課題への対応のうち生産技術の課題に対応する実証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・協同組合 ・企業組合 ・特定非営利活動法人 ・学校法人 ・特殊法人 ・許可法人 ・独立行政法人 ・協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額
	<p>イ 自治体ネットワーク構築支援及び流通技術課題対応実証支援事業</p> <p>学校給食への有機農産物の活用などの取組を共有する自治体間のネットワーク構築、実践拠点に共通する課題への対応のうち流通技術の課題に対応する実証及び有機産地・関係自治体の参加するビジネス商談会の開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・協同組合 ・企業組合 ・特定非営利活動法人 ・学校法人 ・特殊法人 ・許可法人 ・独立行政法人 ・協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額
	<p>ウ 新規参入・転換者マッチング支援及び有機種苗供給体制調査事業</p> <p>研修受入農業者に対する研修会の実施、研修先情報の整備支援及び有機種苗に関する情報の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・協同組合 ・企業組合 ・特定非営利活動法人 ・学校法人 ・特殊法人 ・許可法人 ・独立行政法人 ・協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額

有機農産物安定供給体制構築事業
(オーガニックビジネス実践拠点づくり事業) の補助対象経費

ア オーガニックビジネス実践拠点づくり事業

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> 切手は物品受払簿で管理すること。 電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費 	
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 	

	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・新品種・新技術のモデル導入に係る資機材費	
	消耗品費	○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・USBメモリ等の少額な記録媒体 ・実証試験、検証等に用いる少額な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	・事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費。	・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。

			<ul style="list-style-type: none"> ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳等を専ら行う経費 	
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料 	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費 	

(注1) 上記の経費であっても以下の場合にあつては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

(注2) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

イ 有機農業連携強化事業

旅費	調査等 旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費 	
----	-----------	---	--

有機農産物安定供給体制構築事業
(公募要領第3の2から6の事業)の補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> 切手は物品受払簿で管理すること。 電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費 	
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 	
	資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。

	原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・新品種・新技術のモデル導入に係る資機材費 	
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・USBメモリ等の少額な記録媒体 ・実証試験、検証等に用いる少額な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
旅費	委員旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費 	
	調査等旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費 	
謝金		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。

			・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	

(注1) 上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

(注2) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

平成31年度有機農産物安定供給体制構築事業のうち
オーガニックビジネス実践拠点づくり事業の問合せ・提出先一覧

申請者の住所 (都道府県)	担当窓口	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課	060-0004	札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条 第2ビル	011-330-8807 (直通)
青森県、岩手県、宮城県、秋田 県、山形県、福島県	東北農政局生産技術環境課	980-0014	仙台市青葉区本町3-3-1 (仙台合同庁舎)	022-221-6214 (直通)
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉 県、千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県	関東農政局生産技術環境課	330-9722	さいたま市中央区新都心2-1 (さいたま新都心合同 庁舎2号館)	048-740-0446 (直通)
新潟県、富山県、石川県、福井県	北陸農政局生産技術環境課	920-8566	金沢市広坂2-2-60 (金沢広坂合同庁舎)	076-232-4893 (直通)
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局生産技術環境課	460-8516	名古屋市中区三の丸1-2-2	052-746-1313 (直通)
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫 県、奈良県、和歌山県	近畿農政局生産技術環境課	602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 (京都農林水産総合庁舎)	075-414-9722 (直通)
鳥取県、島根県、岡山県、広島 県、山口県、徳島県、香川県、愛 媛県、高知県	中国四国農政局生産技術環境課	700-8532	岡山市北区下石井1丁目4番1号 (岡山第2合同庁 舎)	086-230-4249 (直通)
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本 県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州農政局生産技術環境課	860-8527	熊本市西区春日2丁目10番1号 (熊本地方合同庁 舎)	096-300-6272 (直通)
沖縄県	沖縄総合事務局農林水産部 生産振興課	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号	098-866-1653 (直通)

有機農産物安定供給体制構築事業のうち
オーガニックビジネス実践拠点づくり事業の事業実施主体選定基準及びポイント

公募要領第9に基づく交付候補者の選定に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・1の有効性、実現性及び公益性並びに2の評価項目に掲げる内容を1つも満たさない場合

1 持続的生産強化対策事業の共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	<p>【目的・目標の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	<p>十分認められる。</p> <p>概ね認められる。</p> <p>一部認められる。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>0</p>
効率性	<p>【事業実施計画の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	<p>十分認められる。</p> <p>概ね認められる。</p> <p>一部認められる又は認められない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>0</p>
実現性	<p>【事業実施体制の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	<p>十分認められる。</p> <p>概ね認められる。</p> <p>一部認められる。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>0</p>

公益性	【国の支援の妥当性】 ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる。	0

2 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有機農業の取組の波及性	ア 協議会の構成員に市町村が含まれるか。	5つ満たす。	5
	イ 協議会の構成員に都道府県が含まれるか。	4つ満たす。	4
	ウ 協議会の構成員に新規就農者又は転換者が2名以上含まれるか。	3つ満たす。	3
	エ 協議会の構成員に有機農業者が6名以上含まれるか。	2つ満たす。	2
	オ オーガニックプロデューサーを受け入れる計画を有しているか。	1つ満たす。	1
有機農業の取組の高度化	ア 別記1の第2の1(1)イ及びウの双方に取り組んでいるか。	5つ満たす。	5
	イ 別記1の第2の1の(1)イの取組数が3つ以上であるか。	4つ満たす。	4
	ウ 別記1の第2の1の(1)ウの取組数が3つ以上であるか。	3つ満たす。	3
	エ 成果目標の増加割合が15%以上増加であるか。	2つ満たす。	2
	オ 事業対象とする品目数が3以上であるか。	1つ満たす。	1

3 革新計画との関連の有無による基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
関連の有無	次世代につなぐ営農体系確立支援事業に基づき策定された革新計画において、事業実施主体により関連事業に関する事項等が定められており、その内容が適切と判断されるか。	該当する。	5
		該当しない。	0

有機農産物安定供給体制構築事業のうち
オーガニックビジネス拡大支援事業の事業実施主体選定基準及びポイント

公募要領第9に基づく交付候補者の選定に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・1の有効性、実現性及び公益性並びに2の評価項目に掲げる内容を1つも満たさない場合

1 持続的生産強化対策事業の共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	<p>【目的・目標の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	<p>十分認められる。</p> <p>概ね認められる。</p> <p>一部認められる。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>0</p>
効率性	<p>【事業実施計画の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	<p>十分認められる。</p> <p>概ね認められる。</p> <p>一部認められる又は認められない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>0</p>
実現性	<p>【事業実施体制の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	<p>十分認められる。</p> <p>概ね認められる。</p> <p>一部認められる。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>0</p>

公益性	【国の支援の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。 	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる。	0

2 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
事業実施主体の体制	ア 有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者等のうち、3種類以上の業種の者が参画しているか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
	イ オーガニックプロデューサーの選定の方法や基準に関する具体的な計画を策定しているか。	3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
	ウ 複数の分野を専門とするオーガニックプロデューサー候補者が選定されているか。	1つ満たす。	1
	エ 農産物等の販売戦略の提案等を行うコンサルティング業務の経験を有する者が2者以上参画しているか。		
	オ 有機農産物等の商談業務の経験を有する者が2者以上参画しているか。		
取組の高度化	ア オーガニックプロデューサー会議の開催時期や内容が、オーガニックプロデューサーの派遣時期等を踏まえ、具体的な計画になっているか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
	イ オーガニックプロデューサー会議に有機農業やその関連産業に係る学識経験者が参画する計画になっているか。	2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
	ウ オーガニックプロデューサーが実践拠点を複数回訪問する計画になっているか。		
エ 複数のオーガニックプロデューサーが実践拠点を訪問する計画になっているか。			
	オ 実践拠点と実需者のマッチングに招へい可能な複数の業態の実需者情報を把握している。		

有機農産物安定供給体制構築事業のうち
有機農業等に対する消費者・実需者等理解増進活動支援事業の
事業実施主体選定基準及びポイント

公募要領第9に基づく交付候補者の選定に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・1の有効性、実現性及び公益性並びに2の評価項目に掲げる内容を1つも満たさない場合

1 持続的生産強化対策事業の共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	【目的・目標の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。	5 3 0
効率性	【事業実施計画の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる又は認められない。	5 3 0
実現性	【事業実施体制の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。	5 3 0

公益性	【国の支援の妥当性】 ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる。	0

2 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
事業実施主体の体制	ア 有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者等のうち、複数の業種の者が参画しているか。	5つ満たす。	5
	イ 出版、広告（番組作成、ウェブコンテンツ作成など）のほか消費者向けの周知用資料作成に関わる業種の者が2名以上参画しているか。	4つ満たす。	4
	ウ 有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者等が1名以上参画し、かつ出版、広告（番組作成、ウェブコンテンツ作成など）のほか消費者向けの周知用資料作成に関わる業種の者が1名以上参画しているか。	3つ満たす。	3
	エ 過去に幅広い者に対して行政施策の情報を伝える資料を作成した実績がある、出版、広告（番組作成、ウェブコンテンツ作成など）等の業種の者が参画しているか。	2つ満たす。	2
	オ 過去に200名以上の消費者を対象としたシンポジウムの開催等の経験を有する者が参画しているか。	1つ満たす。	1
取組の高度化	ア 消費者向けの周知用の資料について、訴求対象となるターゲットが明確となっているか。	5つ満たす。	5
	イ 周知用の資料の作成について、全国の3箇所以上の有機農業の取組地域を取材する計画があるか。	4つ満たす。	4
	ウ 周知用の資料の作成について、3つ以上の品目を取材する計画があるか。	3つ満たす。	3
	エ 周知用の資料の活用について、具体的な計画となっているか。	2つ満たす。	2
	オ 周知用の資料について、全国の実需者に周知する手法を有しているか。	1つ満たす。	1

有機農産物安定供給体制構築事業のうち
有機農業にかかる産地間・自治体間連携支援事業のうち生産技術課題対応実証事業の
事業実施主体選定基準及びポイント

公募要領第9に基づく交付候補者の選定に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・1の有効性、実現性及び公益性並びに2の評価項目に掲げる内容を1つも満たさない場合

1 持続的生産強化対策事業の共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	【目的・目標の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。	5 3 0
効率性	【事業実施計画の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる又は認められない。	5 3 0
実現性	【事業実施体制の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。	5 3 0

公益性	【国の支援の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。 	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる。	0

2 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
事業実施主体の体制	ア 2社以上の農業機械等のメーカーが参画しているか。	5つ満たす。	5
	イ 農業機械等のメーカー、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、研究者又は農業関連団体関係者等のうち、3種類以上の業種の者が参画しているか。	4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
	ウ 有機農業者向けの講習会を実施した経験を有する者が参画しているか。	1つ満たす。	1
	エ 実証する農業機械等は、過去3年以内に有機農業者への導入実績があるか。		
オ 実証する農業機械等は、導入時の生産者へのサポート体制が整備されているか。			
取組の高度化	ア 農業機械等の導入による雑草対策に要する時間に係る成果目標として、現状値より15%以上向上する数値が設定されているか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
	イ 農業機械等の導入による雑草対策に要する時間に係る成果目標として、現状値より20%以上向上する数値が設定されているか。	2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
	ウ 農業機械等の実証内容が、具体的な計画になっているか。		
エ 農業機械等の実証地域が、複数の都道府県に配置され、かつ、その配置が合理的なものになっているか。			
オ 成果講習会の開催数が、4箇所以上の計画になっているか。			

有機農産物安定供給体制構築事業のうち
 有機農業にかかる産地間・自治体間連携支援事業のうち
 自治体ネットワーク構築及び流通技術課題対応実証支援事業の
 事業実施主体選定基準及びポイント

公募要領第9に基づく交付候補者の選定に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・1の有効性、実現性及び公益性並びに2の評価項目に掲げる内容を1つも満たさない場合

1 持続的生産強化対策事業の共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	【目的・目標の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。	5 3 0
効率性	【事業実施計画の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる又は認められない。	5 3 0
実現性	【事業実施体制の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。	5 3 0

公益性	【国の支援の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。 	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる。	0

2 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント	
事業実施主体の体制	ア 有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者、農業関連団体関係者等のうち、3種類以上の業種の者が参画しているか。 イ 現在、集出荷情報共有化の仕組み（アプリケーションに限らない）を提供している者が参画しているか。 ウ 現在、市町村と連携して有機農業に関わる活動を実施している者が参画しているか。 エ 実証する出荷情報共有化の仕組みは、過去3年以内に導入実績があるか。 オ 実証する出荷情報共有化の仕組みは、導入後のサポート体制が整備されているか。	5つ満たす。	5	
		4つ満たす。	4	
		3つ満たす。	3	
		2つ満たす。	2	
		1つ満たす。	1	
	取組の高度化	ア 自治体間ネットワーク構築に向けた交流セミナーは、100名以上の規模で開催する計画となっているか。 イ 自治体間ネットワーク構築に向けた交流セミナーの内容が、具体的な計画になっているか。 ウ 集出荷情報共有化の実証内容が、具体的な計画になっているか。 エ ビジネス商談会の開催内容が、具体的な計画になっているか。 オ 成果の普及の進め方が、具体的な計画になっているか。	5つ満たす。	5
			4つ満たす。	4
3つ満たす。			3	
2つ満たす。			2	
1つ満たす。			1	

有機農産物安定供給体制構築事業のうち
有機農業にかかる産地間・自治体間連携支援事業のうち
新規参入・転換者マッチング支援及び有機種苗供給体制調査事業の
事業実施主体選定基準及びポイント

公募要領第9に基づく交付候補者の選定に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・1の有効性、実現性及び公益性並びに2の評価項目に掲げる内容を1つも満たさない場合

1 持続的生産強化対策事業の共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	【目的・目標の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。	5 3 0
効率性	【事業実施計画の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる又は認められない。	5 3 0
実現性	【事業実施体制の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。	5 3 0

公益性	【国の支援の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。 	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる。	0

2 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
事業実施主体の体制	ア 有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者、農業関連団体関係者等のうち、3種類以上の業種の者が参画しているか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
	イ 有機農業関係の研修を実施した経験を有する者が参画しているか。	2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
	ウ 今後有機農業を開始することを希望する者に対し、広く情報提供を実施した経験を有する者が参画しているか。		
	エ 有機種苗に関する知見を有する者が参画しているか。		
オ ホームページ等を通じて研修受け入れ先の情報等を継続的に情報提供できる者が参画しているか。			
取組の高度化	ア 研修受け入れ熟練有機農業者向け研修会が、有機農業者が参加しやすい時期で、各地に拡がっており地域に偏りが無い計画になっているか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
	イ 研修受け入れ熟練有機農業者向け研修会を6回以上行う計画になっているか。	2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
	ウ 研修受け入れ熟練有機農業者向け研修会の内容が、具体的な計画となっているか。		
エ 研修受け入れ先の情報提供の方法が、具体的な計画になっているか。			
オ 有機種苗調査の方針が、具体的な計画になっているか。			

別記1 オーガニックビジネス実践拠点づくり事業

第1 事業の実施方針

別表1の(1)のオーガニックビジネス実践拠点づくり事業の実施に当たっては、以下に定めるところによる。

第2 事業の内容

有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に定める農業をいう。以下同じ。）の面的拡大と有機農産物等（有機JAS認証（有機農産物の日本農林規格に適合した生産が行われている事を第三者機関が検査し認証したものをいう。以下同じ。）を現に取得済みであり、又は取得する予定の農産物及び有機農業により生産された農産物をいう。以下同じ。）の安定的な供給体制の構築を図るため、有機農業者のネットワーク構築、実需者との意見交換、有機農業者の技術・経営力向上研修会の開催、新規就農者向け研修ほ場の設置、熟練有機農業者が行う現地指導等の取組を通じて、地域におけるオーガニックビジネスの実践拠点づくりを推進する。

1 事業の取組内容

オーガニックビジネス実践拠点づくり事業（以下「本事業」という。）で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) オーガニックビジネス実践拠点づくり事業

有機農業者のネットワーク構築、関連事業者や実需者との意見交換、有機農業者の技術・経営力向上研修会の開催、新規就農者向け研修ほ場の設置の取組等を組み合わせて実施する活動を支援し、全国に複数のオーガニックビジネス実践拠点（以下「実践拠点」という。）を構築する。

実施に際しては、以下アの取組を行うとともに、イ、ウのいずれか又は双方の取組を実施する。なお、イの取組を行う場合は、イ（ア）から（キ）までの中から2項目以上の取組を組み合わせ、ウの取組を行う場合は、ウ（ア）から（オ）までの中から2項目以上の取組を組み合わせで行うこととする。

また、本項に定める事業の実施に際しては、有機農産物安定供給体制構築事業のうち本事業以外の事業（以下「本事業以外の有機農産物関係事業」という。）との連携に積極的に取り組むこととし、下記イ、ウの取組に関連し、本事業以外の有機農産物関係事業の補助金交付事業者との連絡調整や、下記イ、ウの取組に関連する本事業以外の有機農産物関係事業の取組（オーガニックプロデューサーの活動を含む。）との連携や成果の活用に努めることとし、必要に応じ本事業実施計画の一部（実施主体の構成員、実施体制、事業計画の内容、成果目標等）を情報共有する。

ア 事業推進に関する検討

協議会に参画する複数の有機農業者をはじめ、近隣の農業者、自治体・各種団体関係者、当該地域の有機農産物等の流通・加工・小売等に関わる事業者等を参集し、実践拠点づくりに向け、事業計画の内容やその進め方の確認、会計処理のルール等の確認、その他本事業の目標達成に向けて必要な事項等について

て調整・検討を行う。

イ 栽培技術力・経営力向上のための取組

実践拠点の有機農業者の栽培技術や経営力の向上を図るため、以下の取組を組み合わせる。

実施に際しては、有機農業への新規就農者（自営農業就農者、雇用就農者及び新規参入者を含む。以下同じ。）及び慣行栽培等から有機農業への転換者（以下「転換者」という。）並びに今後有機農業を開始することを希望する者の技術力や経営力の向上に資するよう、特に留意する。

- (ア) 実践拠点において今後有機農業を開始することを希望する者を対象とする研修ほ場の設置及び同ほ場を活用した地域の熟練有機農業者（有機農業に取り組んでいる者であって、新規就農者や転換者に対し技術及び経営に関する指導を行う者をいう。以下同じ。）や有識者による技術講習会等の開催
- (イ) 実践拠点の有機農業者や協議会関係者が共同で行う、新たな栽培技術（栽培品目の生育状況、収量、品質等を改善するものに限る。）の実証を行うための実証ほ場の設置、実証データの収集・分析及び同ほ場を活用した地域の熟練有機農業者や有識者による技術講習会等の開催
- (ウ) 実践拠点の有機農業者や協議会関係者が共同で行う、労働時間や生産コスト等の分析や改善策の検討を行うためのデータの収集・分析及び地域の熟練有機農業者や有識者による講習会等の開催
- (エ) 上記（ア）から（ウ）までの取組及び実践拠点の存する地域で過年度に行われた同様の取組の結果等を踏まえた、地域の環境に適した栽培技術や経営力向上に関するマニュアルや技術指導書等の作成
- (オ) 実践拠点の有機農業者の栽培技術・経営力の向上、有機農業者や関係者の有機JAS認証制度を含む表示制度等の理解増進に資する研修会等の開催
- (カ) 新規就農者や転換者の経営するほ場等の土づくりのための技術実証
- (キ) （ア）から（カ）までの取組成果を共有するための報告会や検討会の開催

ウ 安定供給体制構築のための取組

実践拠点で生産される有機農産物等やその加工品を安定的に供給する体制を構築するため、以下の取組を組み合わせる。

実施に際しては、有機農業への新規就農者及び転換者並びに今後有機農業を開始することを希望する者の販路開拓・拡大に資するよう留意する。

- (ア) 地域の生産能力、実需の動向、出荷の方法、加工等を含む販売戦略等、農産物の安定供給体制構築に向けた戦略や課題を検討・共有するための意見交換会や検討会の開催
- (イ) 実践拠点やその近隣における栽培品目、生産量、作付け時期等の調整を行うための意見交換会や検討会の開催及び生産や出荷の調整・管理を効率化するための手法等に関する講習会等の開催
- (ウ) 実需者の意向把握調査（店舗調査を含む。）や需要量の調査
- (エ) 実需者を訴求対象に含む展示会やイベントへの出展、実践拠点や同拠点に関係する場への実需者の招へい、商談等、新たな販路開拓に向けた取組や意見交換会等の実施及びこれらに必要となる実践拠点の取組や有機農産物等に

関する資料の作成

(オ) 販路開拓に必要となる加工品の試作開発（開発に必要となる機器リースを含む。）

(2) 有機農業者の産地連携強化支援事業

(1) ウ(イ)から(オ)までの取組を行う際に、実践拠点の構成員以外の近隣の有機農業者と連携する必要がある場合においては、実践拠点で営農する熟練有機農業者が近隣の有機農業者を対象とした技術力・経営力の向上支援の取組（(1)イ(イ)から(キ)までの取組）を支援できるものとする。

2 補助要件・補助対象

本事業の事業実施主体は協議会とし、補助要件及び補助対象は次に掲げるとおりとする。

(1) 協議会の要件

ア 構成員の中に、有機農業者を原則として5名以上含むこと。ただし、農業生産を行う法人、団体等（以下「団体等」という。）を含む場合、当該団体等において有機農業に取り組む農業従事者の数を個別に計上することができる。

なお、5名以上の中に熟練有機農業者、有機農業への新規就農者又は転換者を1名以上含むことを要する。

また、事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに有機農業者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。

イ 有機農業者の他、近隣の農業者、自治体・各種団体関係者、生産された有機農産物等に関わる事業者や実需者等のいずれか又は複数を含むこと。

ウ 協議会の構成員である法人等（個人、法人又は団体をいう。）の代表者や役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

エ 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者、意思決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用並びにその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

オ 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(2) 個々の事業項目の実施要件及び補助対象

ア 第2の1(1)イ(カ)において、新規就農者や転換者が土づくり技術実証を行う場合の補助要件及び補助対象は、次のとおりとする。

(ア) 実証を行う場所は、協議会が必要と認めた新規就農者や転換者の経営するほ場に限定するとともに、取組を行う新規就農者や転換者は、熟練有機農業者や学識経験者等による技術指導を受けるものとする。

ただし、同一の者の経営するほ場での取組は、各年度において1取組ま

でとし、過年度のオーガニックビジネス実践拠点づくり事業で採択実績のある地域において、過年度の取組に係るほ場を経営していた者と同一の者が経営するほ場での取組は、通算で2取組までとする。

- (イ) ほ場で利用する堆肥等は、有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）の別表1に定める肥料及び土壌改良資材に限るものとし、その購入費（運搬及び散布にかかる経費を含む。）を補助対象とする。
- イ 第2の1（1）イ（エ）並びにウ（ア）及び（ウ）の取組については、前年度に本事業を活用し同様の取組を行った場合は補助の対象外とする。
- ウ 第2の1（1）ウ（オ）の取組については、前年度に同項の（ウ）の取組を行った場合に限り、補助対象とする。
- エ 第2の1（2）の取組では、旅費のみ補助対象とする。
- オ 加工機械のリース方式による導入の取組基準
第2の1（1）ウに掲げる加工機械リース導入の取組を補助対象とする場合の基準は次のとおりとする。
 - (ア) リースの対象となる加工機械の利用者の範囲
リースの対象となる加工機械の利用者は、協議会の構成員であって、事業実施計画で定める範囲において農業生産活動を行う個人又は団体等（農業者を構成員に含む団体又は農地所有適格法人に限る。）とする。
 - (イ) 加工機械の範囲
加工機械の範囲は、製造・加工等機械のうち、有機農産物の加工に必要なものとする。
ただし、次に掲げる製造・加工等機械は対象機械の範囲から除くものとする。
 - a 販売業者により設定されている希望小売価格又はこれが設定されていない場合は一般的な実勢価格が消費税を除いて50万円未満のもの。
 - b 利用者が既に利用している加工機械と同程度の能力の加工機械。
 - (ウ) 加工機械の利用条件
 - a 年間を通じてほぼ安定的に利用できるよう、有機農産物の製造・加工計画を有し、利用量等に応じた適正な処理能力とすること。
 - b (ア)に定める利用者が共同利用するものであること。
 - (エ) リース契約の条件
本事業の対象とするリース契約（加工機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - a 事業実施計画に記載された利用者及び加工機械に係るものであること。
 - b リース事業者が納入する加工機械は原則として一般競争入札で選定すること。
 - c リース期間は事業実施期間内とし、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をい

う。) 以内であること。

d 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないものであること。

e リース期間終了後、利用者にリース物件を譲渡する旨の定めがないこと。

カ リース料の助成額

(ア) リース料の助成額(以下「リース料助成額」という。)は、リース事業者とのリース契約に係る諸費用のうち、保険料、固定資産税(償却資産)、金利とする。

(イ) リース料助成額は、対象機械等ごとに次に掲げる a 及び b の算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とする。

なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械等利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の少数第 3 位の数字を四捨五入して少数第 2 位で表した数値とする。

a $\text{リース料助成額} = \text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times 1/2$ 以内

b $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) \times 1/2$ 以内

(3) 次の取組は、補助対象としない。

ア 事業実施主体が自力若しくは他の助成により現に実施し、又は既に実施を完了している取組

イ 国の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組

ウ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

エ 事業所の家賃等事業実施主体の経常的な運営経費

オ その他この事業を実施する上で必要とは認められない経費及びこの事業の実施に要したことを証明できない経費

カ 特定の個人又は法人のみの資産形成又は販売促進につながる PR 活動として行う、ポスター、リーフレット等の作成、新聞、ラジオ、インターネット等マスメディアによる宣伝及び広告、物品の販売のみを行うイベントへの出展等の取組

キ 農畜産物の生産費補填(生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。)若しくは販売価格支持又は所得補償

(4) 補助金の返還

国は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体に対して報告を求めることができるものとし、これらの事由のいずれかに該当する場合において、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の一部若しくは全額を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付した補助金の一部若しくは全額の返還を求めることができるものとする。

ア 事業実施計画書等の書類に虚偽の記載があった場合

イ 事業成果の評価等の報告を怠った場合

ウ 事業により導入した加工機械について事業実施計画に従って適正かつ効率的

に利用されていないと判断した場合

エ 事業により導入した加工機械のリース契約を解約した場合

3 成果目標の設定

成果目標の設定に関して必要な事項は、次のとおりとする。

(1) 成果目標は、以下のアからウまでの中から一つ以上とする。

ア 本事業を実施する地区における有機農業の取組面積を、事業実施年度の前年度と比して10%以上増加

イ 本事業を実施する地区における有機農産物等の販売額を、事業実施年度の前年度と比して10%以上増加

ウ 本事業を実施する地区における有機農業者数を、事業実施年度の前年度と比して10%以上増加

(2) 成果目標の目標年度は、平成34年度（西暦2022年度）とする。

第3 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、別紙様式第1-1号により事業実施計画を作成し、事業の対象区域が所在する都道府県を管轄する地方農政局長（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

ただし、事業実施主体が複数の都道府県の区域を対象として事業を行う場合は、主たる事務所が所在する都道府県を管轄する地方農政局長へ提出するものとする。

2 事業実施計画の承認

地方農政局長は、(1)の規定により提出された事業実施計画の内容を審査し、適当と認めた場合は、事業実施主体に対し当該計画の承認を通知するものとする。

第4 その他

事業実施主体は、農業共済組合等と連携し、構成員の農業者に対し、経営の安定を図るため、農業共済、農業経営収入保険その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

別記2 オーガニックビジネス拡大支援事業

第1 事業の実施方針

別表1の(2)のオーガニックビジネス拡大支援事業の実施に当たっては、以下に定めるところによる。

第2 事業の内容

オーガニックビジネスの拡大支援のため、オーガニックビジネス実践拠点づくり事業の事業対象地域（以下「実践拠点」という。）で生産される有機農産物等（有機JAS認証（有機農産物の日本農林規格に適合した生産が行われている事を第三者機関が検査し認証したものをいう。以下同じ。）を現に取得済みであり、又は取得する予定の農産物に加え、有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に定める農業をいう。以下同じ。）により生産された農産物を含む。）及びその加工品の販売戦略を企画・提案するオーガニックプロデューサーを選定・派遣し、実践拠点の販路拡大に関する課題解決を支援するとともに、実需者との商談等を支援する。

1 オーガニックプロデューサーの役割及び要件

(1) オーガニックプロデューサーの役割

オーガニックプロデューサーは、実践拠点に対して有機農業者等の販路構築や販路拡大に関する課題（農業技術、物流、販売先等）の助言・指導等を行い、実践拠点におけるビジネス展開を促進する。

(2) オーガニックプロデューサーの要件

オーガニックプロデューサーは、次のア及びイに該当する者の中から、事業実施主体が選定する者とする。ただし、事業実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）をオーガニックプロデューサーに選定することはできないものとする。

ア 実践拠点における販売戦略を企画・提案できる者

イ 次の(ア)から(エ)までのうち1つ以上に該当する者

(ア) 地域や近隣の有機農業者が容易に意見や情報を交換することのできる関係を構築する意欲及び能力を有する者

(イ) 実践拠点において有機農業技術を指導する意欲及び能力を有する者

(ウ) 実践拠点に新たな販路を提供する意欲及び能力を有する者

(エ) その他事業実施主体がオーガニックプロデューサーに任命することが適当であると認めた者

2 事業の取組内容

オーガニックビジネス拡大支援事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業推進に関する検討

本事業の進め方や会計処理のルール等の確認、その他本事業の成果目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者を招集し、調整・検討

を行う。

(2) オーガニックプロデューサーの選定・派遣

1 (1) に定めるオーガニックプロデューサーの役割を踏まえ、1 (2) に定める要件を満たす者の中から本事業の成果目標達成に必要な者を選定したうえで、実践拠点（全国の実践拠点のうち15箇所を想定。近年、同様の販売戦略の提案等を受けていない箇所を優先する。）に派遣し、実践拠点で生産する有機農産物等及びその加工品の販売戦略を企画・提案するとともに、販路拡大に関する課題（農業技術・物流・販売先等）や対応策を整理し、実践拠点関係者に提案する。

(3) オーガニックプロデューサー会議の開催

複数のオーガニックプロデューサーの間で、個々の実践拠点の販路拡大に関する課題について情報を共有するとともに、課題解決に向けた対応方針を協議するため、オーガニックプロデューサー会議を適時に開催する。なお、本会議にはオーガニックプロデューサー以外に有機農業や関連業界に知見を有する者を招へいすることを可とする。

(4) 実践拠点と実需者とのマッチング支援

オーガニックプロデューサーが提案する対応策の一環として、又は、オーガニックプロデューサーが対応方針を整理するに当たり必要がある場合、実践拠点および実践拠点に関連する地域（有機農産物等を加工する企業の存する地域等）に実需者（本事業関係者やオーガニックプロデューサーと同一の組織（民間企業等や団体等）に属する者は含まない。）を招へいし、実践拠点で生産される有機農産物等及びその加工品を製造・販売する者と実需者とのマッチングや商談を促す。本取組は、(2) で対応策を提案する地区の半数以上で実施する。

(5) 成果の普及

(2) から(4) までの成果を普及するための簡易的な報告書をまとめ、その内容を広く紹介する。

3 補助要件

(1) 事業実施主体が満たすべき要件

本事業の実施主体は、以下の要件を満たし、かつ、公募要領により応募した者の中から選定する者とする。

ア 理事又は事業を担当する構成員として、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者等のうち、複数の業種の者が参画していること。

イ 協議会や各種団体にあつては、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約（以下「規約」という。）が定められていること。

ウ 協議会や各種団体にあつては、規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(2) 補助要件

ア 2に掲げる取組を全て行うこと。

イ 事業実施主体は、効率的かつ効果的な事業実施のため、有機農産物安定供給体制構築事業の本事業以外の事業実施主体（以下、「他事業の実施主体」という。）と連携するものとし、担当者間で相互の取組に関し情報共有を行うとともに、他事業の実施主体の求めに応じ、事業実施計画の一部（事業実施主体の構成員、実施体制、事業計画の内容、成果目標等）を情報共有すること。

4 成果目標の設定

成果目標は、以下の（１）及び（２）の双方とし、目標年度は平成 31 年度（西暦 2019 年度）とする。

（１）オーガニックプロデューサーを派遣する全ての実践拠点で、有機農産物等及びその加工品の販売戦略に関する提案を行い、全実践拠点の平均提案件数を 10 件以上とすること。

（２）オーガニックプロデューサーを派遣した全ての実践拠点で、複数の有機農業者が生産に関わる有機農産物等及びその加工品の新たな取引に係る商談が 3 件以上行われること。

第 3 事業実施計画等

事業実施主体は、別紙様式第 1-2 号により生産局長に事業実施計画を提出するものとする。

別記3 有機農業等に対する消費者・実需者等理解増進活動支援事業

第1 事業の実施方針

別表1の(3)の有機農業等に対する消費者・実需者等理解増進活動支援事業の実施に当たっては、以下に定めるところによる。

第2 事業の内容

有機農産物等（有機JAS認証（有機農産物の日本農林規格に適合した生産が行われている事を第三者機関が検査し認証したものをいう。以下同じ。）を現に取得済みであり、又は取得する予定の農産物及び有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に定める農業をいう。以下同じ。）により生産された農産物をいう。以下同じ。）やその加工品に対する消費者や実需者（レストラン等飲食関連事業者、小売事業者、これら事業者に対し有機農産物等を納品する者、輸出関連事業者及びこれらと同様の取組を行う事業者をいう。以下同じ。）の理解を増進するため、訴求対象に応じ、有機農産物等の特徴や表示を分かり易く伝えるための資料の作成や啓発活動を支援する。

1 事業の取組内容

有機農業等に対する消費者・実需者等理解増進活動支援事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業推進に関する検討

本事業の進め方や会計処理のルール等の確認、その他本事業の目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者間で調整・検討を行う。

(2) 訴求対象に応じた資料の作成

有機農業の取組や有機農産物等の特徴、表示制度等について、消費者や実需者に対する周知用の資料（以下「周知用コンテンツ」という。）を作成する。

作成する周知用コンテンツは、農林水産省が有機農業に関する説明に使用している最新の資料等の内容を踏まえたものとしたうえで、

ア 有機農業の栽培方法やその特徴

イ 有機農産物等の表示制度や実際の運用状況

ウ 全国各地で有機農業に取り組む生産者や有機農業関連産業に従事する者の取組、工夫や努力

エ 有機農業が盛んに行われている地域の状況

など、訴求対象ごとに、訴求内容や説明方法を取捨選択・明確化したものとする。

周知用コンテンツは、幅広い実需者や消費者が有機農産物等やその加工品に対する理解を深め、選択するきっかけになるよう、インターネット上での公開やセミナー等での利用を前提とした動画を主体としつつ、ホームページでの周知用の電子ファイル（プリントアウトすることで配布等ができるもの）を含むものとする。

(3) 消費者理解増進のための取組

有機農業や有機農産物等、その加工品に関する消費者の理解を増進するため、(2)で作成した周知用コンテンツを活用した消費者向けのシンポジウムを1回

以上開催するとともに、消費者をターゲットとして周知用コンテンツの内容を踏まえた啓発活動を行う。

なお、啓発活動の実施やシンポジウムの開催に当たっては、有機農業や有機農産物等、その加工品に一定の関心を有する者などターゲットとする層を明確にし、開催場所・日時を決定するとともに、一定の周知期間（1ヶ月以上を想定）を設定する。

また、参加者アンケートにより、作成した周知用コンテンツによる有機農産物等やその加工品に対する理解の変化や消費者の情報ニーズ等を把握する。

（４）実需者理解増進のための取組

有機農業や有機農産物等、その加工品に関する実需者の理解を増進するため、（２）で作成した周知用コンテンツを活用し、レストラン等飲食関連事業者、小売事業者、これら事業者に対し有機農産物等を納品する者、輸出関連事業者及びこれらと同様の取組を行う事業者など、我が国で生産される有機農産物等やその加工品の市場拡大に関わる業種の実務担当者を対象とした講習会を、2回以上実施する。

（５）周知用コンテンツの活用

幅広い消費者や実需者の有機農産物等に関する理解を深めるため、（２）で作成した周知用コンテンツについて、インターネット上での公開や有機農産物を販売している店舗等での上映など、多くの消費者や実需者の目にとまる場で活用する。

2 補助要件

（１）事業実施主体が満たすべき要件

本事業の実施主体は、以下の要件を満たし、かつ、公募要領により応募者の中から選定した者とする。

ア 理事や事業を担当する構成員として、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者、出版、広告（番組作成、ウェブコンテンツ作成など）のほか消費者向けの周知用資料作成に関わる業種などのうち、複数の業種の者が参画していること。

イ 協議会や各種団体にあつては、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約（以下「規約」という。）が定められていること。

ウ 協議会や各種団体にあつては、規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

（２）補助要件

ア 第2の1に掲げる取組を全て行うこと。

イ 事業実施主体は、効率的かつ効果的な事業実施のため、有機農産物安定供給体制構築事業の本事業以外の事業実施主体（以下、「他事業の実施主体」という。）と連携するものとし、担当者間で相互の取組に関し情報共有を行うとともに、他事業の実施主体の求めに応じ、事業実施計画の一部（実施主体の構成

員、実施体制、事業計画の内容、成果目標等)を情報共有すること。

3 成果目標の設定

成果目標は、以下の(1)から(3)までの全てとし、目標年度は平成31年度(西暦2019年度)とする。

(1) 作成した周知用コンテンツの動画のインターネット上での再生回数 5,000 回以上

(2) 消費者向けシンポジウムへの参加者計 500 人以上

(3) 実需者向け講習会の参加者計 300 人以上

なお、(2)及び(3)の参加者には、当日の資料や状況を掲載したホームページの訪問者数も含めることができるものとする。

第3 事業実施計画等

事業実施主体は、別紙様式第1-3号により生産局長に事業実施計画を提出するものとする。

別記4 有機農業にかかる産地間・自治体間連携支援事業のうち生産技術課題対応実証事業

第1 事業の実施方針

別表1の(4)の有機農業にかかる産地間・自治体間連携支援事業のうち生産技術課題対応実証事業の実施に当たっては、以下に定めるところによる。

第2 事業の内容

オーガニックビジネス実践拠点づくり事業の事業対象地域（以下「実践拠点」という。）に共通する生産技術課題（軽労化など有機農業の生産性向上）の解決に向け、全国複数箇所において、有機農業の生産性向上に資する農業機械や栽培管理機器（以下「農業機械等」という。）の実証（現地条件に応じた農業機械等の最適な使用条件の確認、農業機械等の利用に伴う生産性の変化の把握等）や、その成果の普及に係る取組を支援し、有機農業等に関係する産地間・自治体間の連携を強化する。

1 事業の取組内容

有機農業にかかる産地間・自治体間連携支援事業のうち生産技術課題対応実証事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業推進に関する検討

本事業の進め方や会計処理のルール等の確認、その他本事業の目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者間で調整・検討を行う。

(2) 生産技術課題の解決に向けた実証の取組

全国複数箇所において、有機農業に取り組む際に大きな作業負担となっている雑草対策（除草、抑草等）に関して、作業時間短縮に資する農業機械等の最適な使用条件の確認、現地条件に応じた軽微な改良、農業機械等の利用に伴う作業時間の変化の把握などの実証の取組を支援する。

なお、実証の対象とする栽培品目や実証を行う場所は、実証結果がより広範な地域に活用されるように選定する。また、1種類の農業機械等あたり3箇所以上を選定する。

(3) 成果の普及

(2)の実証成果を普及するため簡易な報告書をまとめるとともに、実証を行った地域又はI オーガニックビジネス実践拠点づくり事業における実践拠点の存する地域のうち、1種類の農業機械等あたり3箇所以上において、農業者向け成果講習会を開催し、その内容を広く紹介する。

2 補助要件

(1) 事業実施主体が満たすべき要件

本事業の実施主体は、以下の要件を満たし、かつ、公募要領により応募した者の中から選定する者とする。

ア 理事や事業を担当する構成員として、農業機械等のメーカー、有機農業やそ

の関連産業に係る学識経験者、生産者、研究者、農業関連団体関係者等のうち、複数の業種の者が参画していること。

イ 協議会や各種団体にあつては、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約（以下「規約」という。）が定められていること。

ウ 協議会や各種団体にあつては、規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

（２）補助要件

ア 第２の１に掲げる取組を全て行うこと。

イ 事業実施主体は、効率的かつ効果的な事業実施のため、有機農産物安定供給体制構築事業の本事業以外の事業実施主体（以下、「他事業の実施主体」という。）と連携するものとし、担当者間で相互の取組に関し情報共有を行うとともに、他事業の実施主体の求めに応じ、事業実施計画の一部（実施主体の構成員、実施体制、事業計画の内容、成果目標等）を情報共有すること。

３ 成果目標の設定

成果目標は、以下の（１）及び（２）の双方とし、目標年度は平成 31 年度（西暦 2019 年度）とする。

（１）農業機械等の導入による雑草対策に要する時間を、実証を行った全ての箇所で見込みに比し 10%以上短縮すること。

（２）農業者向け成果講習会において、全ての農業機械等で 100 名以上の有機農業者の参加を得ること。

第 3 事業実施計画等

事業実施主体は、別紙様式第 1-4 号により生産局長に事業実施計画を提出するものとする。

第 4 その他

1 第 2 の 1（２）の実証は、事業全体で 2 種類以上の農業機械等を対象に行うこととするが、1 者で複数の農業機械等の実証を計画する者を補助対象者とするのみならず、1 種類以上の農業機械等の実証を計画する 2 者以上を補助対象者として選定することもできるものとする。また、2 種類以上の農業機械等の実証に係る計画について、一部の農業機械等の実証のみを補助対象経費として選定し、調整を行う場合もある。

2 第 5 の 1 でいう「種類」とは、「除草機」等、農業機械等の一般的な名称として一括できる範囲を指すものとし、「1 種類の農業機械等」の中に含まれる製品は、複数のメーカーのものであるか同一メーカーのものであるかを問わないものとする。また、同一の種類の農業機械等を、複数の栽培品目を対象として実証することもできるものとする。

別記5 有機農業にかかる産地間・自治体間連携支援事業のうち自治体ネットワーク構築及び流通技術課題対応実証支援事業

第1 事業の実施方針

別表1の(5)の有機農業にかかる産地間・自治体間連携支援事業のうち自治体ネットワーク構築及び流通技術課題対応実証事業の実施に当たっては、以下に定めるところによる。

第2 事業の内容

学校給食への有機農産物の活用など全国各地の有機農業に関する取組を共有する自治体間のネットワーク構築の支援、オーガニックビジネス実践拠点づくり事業の事業対象地域（以下「実践拠点」という。）に共通する流通技術課題（個々の産地だけではロットが小さく流通量が不安定で高コスト等）に対応する実証の取組の支援及び有機農産物等の産地や関係自治体の参加するビジネス商談会の開催支援を組み合わせ実施し、有機農業等に関係する産地間・自治体間の連携を強化する。

1 事業の取組内容

有機農業にかかる産地間・自治体間連携支援事業のうち自治体ネットワーク構築及び流通技術課題対応実証支援事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業推進に関する検討

本事業の進め方や会計処理のルール等の確認、その他本事業の目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者間で調整・検討を行う。

(2) 自治体間ネットワーク構築に向けた交流セミナーの開催

農林水産省が進めている、全国で有機農業を生かして地域振興に取り組む自治体間のネットワーク構築に向けた取組と連動し、実践拠点に関係する自治体や、有機農業に対する取組支援を行っている自治体等を参集した交流セミナーを、年度前半と年度後半に各1回ずつ開催する。

なお、交流セミナーは、学校給食への有機農産物の活用など全国各地の有機農業に関する自治体の取組の共有等を行うとともに、(3)及び(4)に関する自治体への参加呼びかけや、取組成果の共有の場としても活用する。

(3) ビジネス商談会の開催

有機農産物等（有機JAS認証（有機農産物の日本農林規格に適合した生産が行われている事を第三者機関が検査し認証したものをいう。以下同じ。）を現に取得済みであり、又は取得する予定の農産物及び有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に定める農業をいう。以下同じ。）により生産された農産物をいう。以下同じ。）やその加工品に係る多数の実需者が存在する首都圏や関西圏で、実践拠点に関係する自治体や(2)に参加する自治体、実践拠点や各地域で有機農業に取り組む生産者や関係者が参画・出展するビジネス商談会を2回以上開催する。ビジネス商談会は、単独開催であるか、既存の展示会内での一部企画として開催するものであるかなど、開催形態は問わない

ものとする。

開催に当たっては、自治体や生産者・関係者側から出展する者を選定するとともに、出展者の取組や展示内容の周知、多くの実需者にビジネス商談会への参加呼びかけるなど、商談が円滑かつ効果的に行われるようサポートを行う。

(4) 流通技術課題の実証

実践拠点に共通する流通技術課題（個々の産地だけではロットが小さく流通量が不安定で高コスト等）に対応し、その解決を目指すため、実践拠点を含む全国3箇所以上の有機農産物等の産地が連携し、多数の有機農業者や事業者・団体等の間で有機農産物等の集出荷に関する情報を共有する仕組み（アプリケーション等の導入、使用を含む。）を試験導入し、流通量の安定化、流通コストの軽減等の効果を把握する。

(5) 成果の普及

(2) から (4) までの成果を普及するための簡易的な報告書をまとめるとともに、(2) で実施するセミナーや(3) のビジネス商談会、II の第2の2に基づき実践拠点で行われる各種技術講習会等の場を活用すること等により、取組成果の普及を3回以上行う。

2 補助要件

(1) 事業実施主体が満たすべき要件

事業実施主体は、以下の要件を満たし、かつ、公募要領により応募した者の中から選定する者とする。

ア 理事や事業を担当する構成員として、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者、農業関連団体関係者等のうち、複数の業種の者が参画していること。

イ 協議会や各種団体にあつては、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約（以下「規約」という。）が定められていること。

ウ 協議会や各種団体にあつては、規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(2) 補助要件

ア 第2の1に掲げる取組内容を全て行うこと。

イ 事業実施主体は、効率的かつ効果的な事業実施のため、有機農産物安定供給体制構築事業の本事業以外の事業実施主体（以下、「他事業の実施主体」という。）と連携するものとし、担当者間で相互の取組に関し情報共有を行うとともに、他事業の実施主体の求めに応じ、事業実施計画の一部（実施主体の構成員、実施体制、事業計画の内容、成果目標等）を情報共有すること。

3 成果目標の設定

成果目標は、以下の(1) から(3) までの全てとし、目標年度は平成31年度（西暦2019年度）とする。

(1) 自治体間ネットワーク構築に向けた交流セミナーに参加する自治体数 30市町

村以上

- (2) 流通技術課題の実証に参画する有機農業者数 100 名以上
- (3) ビジネス商談会における商談件数 参加者 1 者当たり平均 30 件以上

第3 事業実施計画等

事業実施主体は、別紙様式第 1-5 号により生産局長に事業実施計画を提出するものとする。

別記6 有機農業にかかる産地間・自治体間連携支援事業のうち新規参入・転換者マッチング支援及び有機種苗供給体制調査事業

第1 事業の実施方針

別表1の(6)の有機農業にかかる産地間・自治体間連携支援事業のうち新規参入・転換者マッチング支援及び有機種苗供給体制調査事業の実施に当たっては、以下に定めるところによる。

第2 事業の内容

今後有機農業を開始することを希望する者を受け入れる農業者に対する研修会の実施の支援、研修受け入れ先に関する情報を整備する取組に対する支援、及び有機種苗の利用実態や供給体制に関する調査に対する支援を組み合わせ実施し、有機農業への新規就農者や転換者の定着促進に向けた産地間・自治体間の連携を強化する。

1 事業の取組内容

有機農業にかかる産地間・自治体間連携支援事業のうち新規参入・転換者マッチング支援及び有機種苗供給体制調査事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業推進に関する検討

本事業の進め方や会計処理のルール等の確認、その他本事業の目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者間で調整・検討を行う。

(2) 研修受け入れ有機農業者に対する研修会の実施

オーガニックビジネス実践拠点づくり事業の事業対象地域（以下「実践拠点」という。）や有機農業が盛んに行われている地域において、熟練有機農業者（有機農業に取り組んでいる者であって、新規就農者や慣行栽培から有機農業への転換者に対し有機農業に関する技術面や経営面の指導を行う者をいう。以下同じ。）による研修や指導の質の向上を図るため、有機農業者を対象とした研修会を実施する。

(3) 研修受け入れ先の情報整備

有機農業に関する情報整備の1つとして、今後有機農業を開始することを希望する者を対象として研修生を受け入れている熟練有機農業者、団体、その他各種研修機関等の最新の情報を収集・確認し、取りまとめ、ホームページ等に掲載する。

(4) 有機種苗に関する情報整備

有機農業に関する情報整備の1つとして、有機農業者の有機種苗の利用実態や有機種苗を供給可能な農業団体や事業者等の状況（取扱う種苗の種類や供給量、供給先等）を調査し、取りまとめ、ホームページ等に掲載する。

(5) 成果の普及

(2)から(4)までの成果を普及するための簡易的な報告書をまとめ、その内容を広く紹介する。なお、(3)でとりまとめた研修受け入れ先に関する情報

は、公表可能なものはホームページ等へ掲載し、一元的に閲覧できるものとする。

2 補助要件

(1) 事業実施主体が満たすべき要件

本事業の実施主体は、以下の要件を満たし、かつ、公募要領により応募した者の中から選定する者とする。

ア 理事や事業を担当する構成員として、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者、農業関連団体関係者等のうち、複数の業種の者が参画していること。

イ 協議会や各種団体にあつては、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約（以下「規約」という。）が定められていること。

ウ 協議会や各種団体にあつては、規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(2) 補助要件

ア 第2の1に掲げる取組内容を全て行うこと。

イ 事業実施主体は、効率的かつ効果的な事業実施のため、有機農産物安定供給体制構築事業の本事業以外の事業実施主体（以下、「他事業の実施主体」という。）と連携するものとし、担当者間で相互の取組に関し情報共有を行うとともに、他事業の実施主体の求めに応じ、事業実施計画の一部（実施主体の構成員、実施体制、事業計画の内容、成果目標等）を情報共有すること。

3 成果目標の設定

成果目標は、以下の(1)から(3)までの全てとし、目標年度は平成31年度（西暦2019年度）とする。

(1) 研修受け入れ熟練農業者に対する研修会の延べ参加人数150名以上及び実施回数5回以上

(2) ホームページ等に掲載する研修受け入れ先が所在する地域が20都道府県以上

(3) ホームページ等に掲載する有機種苗の供給可能な農業団体や事業者等（個人を含む。）20者以上

第3 事業実施計画等

事業実施主体は、別紙様式第1-6号により生産局長に事業実施計画を提出するものとする。